

H25年2月定例議会

◆6番（橋岡協美） 議席6番、橋岡協美でございます。通告に従いまして、質問させていただきます。

佐倉に根づいた歴史や文化資産を活用した文化的景観を尊重できるような町並み形成が必要であります。城下町の景観形成に資する佐倉新町通り電線類地中化や歩道の整備などが進みました。一体的な町並み形成につきましては、現在都市部において進めております新町と裏新町地区での景観計画の策定で住民の皆様との意見交換を踏まえながら、どのようなまちづくりをしていくかを取りまとめていく過程にあると伺っております。つまり現在建築物等の形態、意匠など一定程度制限する公的な縛りはないため、コンビニの看板や私有地の売買に伴う景観への配慮は全くない状態でございます。このような状況下で市長が考える佐倉に根づいた歴史や文化資産を活用した文化的景観を尊重した町並み形成とは、具体的にどのような町並みであるかを伺います。

以降の質問は、自席でさせていただきます。

○議長（山口文明） 市長。

〔市長 蕨 和雄登壇〕

◎市長（蕨和雄） 橋岡議員のご質問にお答えいたします。

佐倉市は、古くから江戸を守る東の要衝として栄え、明治から昭和の時代は国、県の行政施設が集積し、北総地域の中心的存在として栄えてまいりました。私の子供のころの記憶に残る新町、裏新町地区は、市役所や印旛支庁、警察署、そして映画館、遊技場、飲食店などが建ち並び、毎月10日の金比羅縁日のときは遠方からの人々であふれ、活気に満ちた状況でございました。私の理想とする佐倉市は、豊かな歴史、自然、文化と人々の生活や経済活動が調和し、中規模でも品格に満ちたまちであり、全ての世代の市民が生き生きとして笑顔あふれる佐倉市を創造することでございます。当市には、生活と密着した地域固有の文化行事である縁日や祭礼に加え、芸術、学問、建造物など優良な歴史的、文化的資源がございます。これらの資源を次世代に引き継ぐことができるよう地域住民のご意見等もいただきながら、その保存、活用の指針となります景観計画を策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） その活気のあるところの新町通りのお話は、よく私も伺います。ここで考えてほしいのは、その活気のある姿に戻りたいのか、それとも今ある資源、資産を利用して、これからの発展につなげたいのか、市としてのビジョンがなかなか見えにくいところにあると思います。新町、裏新町地区で行っております景観計画策定の現状については、その地域が持つ自然、歴史などを住民、行政が協働し、町並み景観に反映させていくために建築物等の形態、意匠などを一定程度私権を制限するものであることから、地域にお住まいの皆様のご理解と意向を十分に反映し、進めていかなければならないものと理解しております。

平成16年6月に景観法が制定され、平成17年12月に景観行政団体の認定を受け、景観に関する市内組織を立ち上げ、新町、裏新町地区につきましては平成17年度より佐倉新町通り電線類地中化や歩道整備などの事業を進め、平成22年3月より企業、店舗、地権者、地域の皆様を対象としてアンケート調査などを実施、平成23年度は地元の方々と意見交換会、景観計画策定に向けた準備会、景観計画策定の母体となる協議会へとつなげていくと伺っておりますが、意見交換会、準備会の経過と協議会の今後の協議の進め方とメンバー、策定のための委託調査内容について伺います。この委託による調査は、専門的な知識のある方しかできないとは思いますが、調査の対象範囲はどこになるのでしょうか。また、住民の方のご意見が最重要であります、この住民のご意見に対し配慮をどのように進めていくか伺います。

○議長（山口文明） 都市部長。

◎都市部長（小島英治） お答えいたします。

意見交換会と準備会のメンバーにつきましては、地区町内会代表者9名、佐倉城下町商店会6名、佐倉商工会議所1名の計16名でございます。意見交換会の状況は、平成23年6月から7回実施し、今後の地区景観のあり方などにつきまして意見交換いたしました。準備会の状況は、平成24年3月から6回実施し、協議会の組織運営内容や設立時期などの検討を行ったところです。

次に、協議会の進め方につきましては、ワークショップなど年間6回程度開催を予定しております。その構成メンバーは、準備会のメンバーと学識経験者、商工会議所、観光協会、市役所関連部署の職員を予定しております。3年間の調査内容でございますが、大きく分けまして市内全域と重点区域がございます。市内全域につきましては、景観特性や景観資源等の調査、分析を行い、景観形成の基準、色彩ガイドライン案、条例等の整理など

を予定しております。重点区域である新町、裏新町地区の調査につきましては、計画案策定のための技術的提案、町並みシミュレーション図面等の作成、景観形成や色彩ガイドライン案などの策定などを予定しております。したがって、区域といたしましては市内全域及び重点区域としての佐倉新町、裏新町地区ということになります。

最後に、住民の方のご意見につきましては、広報活動の啓発に努めるとともに、景観計画の策定過程におきまして住民の皆様の意見をお聞きする場を設けるなどの措置を講じる予定でございます。

以上でございます。

○議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 協議会の立ち上げから調査の委託、計画案の策定、議会に諮問、条例の上程までにおおよそ3年と伺いました。平成17年に景観行政団体に認定されてからことしで足かけ8年目になることを踏まえましても、この目途3年がいかにハードルが高いかをあらわしているように感じます。現在から例えば8年経過するころには、歴史的資産や文化的な景観保存はかなり危機的な状況になると感じておりますが、いかがでしょうか。比較的新しい住宅街区での住環境に対する地区計画との内容の違いも含めて伺います。

○議長（山口文明） 都市部長。

◎都市部長（小島英治） お答えいたします。

初めに、新町、裏新町地区においては、これまでも住民の方とさまざまな意見交換、意見集約を図ってまいりましたので、平成27年度までの3年間で策定できるものと判断をしております。計画案の策定までの間、文化課など関係部局と連携を図りながら、現行法令の中で保全に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、景観計画と町並み誘導型の地区計画を比較いたしますと、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度などについてはどちらも同様でございますが、形態、意匠、色彩などにつきまして景観計画のほうが広く制限できる点に特徴がございます。

以上でございます。

○議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美）　今まで意見集約を十分に行ってきたから大丈夫だという力強いご答弁いただきましたが、意見というのはやはりそれぞれ住んでいらっしゃる住民の方の思いが違うと思います。その中で意見集約をしていく。それぞれ自分のプライベートな欲を捨て、町並みに協力していこうという思いでこの先を進んでいこうと考えているのだと思います。城下町のよさはけんかをしないことだと住んでいらっしゃる方がおっしゃっていましたが、そのじくじたる思いをぜひとも酌みながら進めていただきたいと思います。

それから、比較的新しい住宅街区での地区計画のことを持ち出しましたのは、例えば新町に空き地ができた場合、地区計画などでは土地を分割して住宅を建ててはいけないと決めているところではございますが、新町はそれさえもないので、空き地が出た場合、新しい家を大きい土地を分割して建てることできるという状況にあるということを知っていたかったです。景観計画を策定した後、建築物等の形態、意匠などの制限はどのようになるのでしょうか。現在の建物、それから建てかえ時についてお伺いいたします。

○議長（山口文明）　都市部長。

◎都市部長（小島英治）　お答えいたします。

景観計画は、良好な町並みの形成のために景観法に基づきまして景観計画区域、景観の形成に関する方針、建築物、工作物の形態、意匠、色彩などについての行為の制限に関する事項を策定いたしますので、建てかえ時などには建築物の屋根や外壁の形状、素材、色彩などについて策定したルールに基づき、市との協議が必要となります。

以上でございます。

○議長（山口文明）　橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美）　先ほどほかの庁内との連携について少し出ましたけれども、この景観計画策定における庁内の連携について具体的にお伺いいたします。

○議長（山口文明）　都市部長。

◎都市部長（小島英治） お答えいたします。

新町、裏新町地区の景観整備協議会におきましては、関係部局の職員の参加を予定しております。あわせて景観計画策定やその後の運用などに際し多くの部局が関係いたしますので、庁内の中堅職員による連絡会議を設置する予定でございます。このため庁内の連携は、十分に図っていくことができるものと考えております。

○議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 具体的にどこの部局で連携していくかを教えてください。

○議長（山口文明） 都市部長。

◎都市部長（小島英治） 具体的には、教育委員会の文化課あるいは産業振興部等々となると思います。

以上でございます。

○議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 横の連携というもので、それぞれ後ほど質問します国からの補助金等を引き出してくるときに大変役に立つと思いますので、ぜひその連携をとってほしいと思います。

次に、歴史ある蔵などの文化資産についてはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。個人宅の蔵については、維持管理のコストもかかり、取り壊しにもコストがかかるのが現状ですし、相続及び売買によりなかなか保存が難しいことを踏まえ、佐倉市としてはどのように考えているか伺います。また、先月取り壊された新町の蔵について、佐倉市として把握したのはいつでしょうか。

○議長（山口文明） 教育長。

◎教育長（葛西広子） お答えいたします。

城下町という歴史がある佐倉市には、武家屋敷、商家、農家などさまざまな歴史的建造物が残っており、それらは地域の歴史を伝える大切な資産と認識しております。教育委員会では、こうした建造物の現況を捉えるため、所有者のご協力をいただきながら、建築からおおむね 50 年以上を経過した民家を対象とした歴史的建造物基本調査を継続しております。平成 11 年度から地区ごとに実施している調査は、市域を全体的に把握することとあわせ、保護対象を選定する際の指標づくりの面でも大切な基礎資料となります。このうち文化財指定や登録文化財になった建造物については、保存、整備に対して助成することが可能となります。お尋ねの新町の蔵については、平成 11 年度に実施しました調査票に記録されておりますが、調査へのご協力がいただけませんでしたので、塀越しに道路からの目視記録の記入にとどまっています。したがって、その蔵について正確な評価等はできないでおり、取り壊しに関しても工事着手直後にその事実を確認いたしました。

以上でございます。

○議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6 番（橋岡協美） 個人の所有ということで、なかなか調査も難しい、把握も難しいということもあろうかと思えます。この先そういったものをどうやって把握し、保存していくかということもちょっと知恵を絞っていただきたいと思えます。

景観計画策定を進める中で、国の施策の関連と補助金についてお伺いいたします。

○議長（山口文明） 都市部長。

◎都市部長（小島英治） お答えをいたします。

景観法に基づく景観計画を作成するに当たりまして、直接的に連動する国の支援制度というものはございません。一方、今後景観計画の検討を進めるに当たりまして、あわせて平成 20 年度に施行されました、これ通称でございますが、歴史まちづくり法などの活用も視野に入れ、これと連動する国の支援制度について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） いろいろな形をとっていただきたいと思うのですけれども、先ほどの私有地での蔵もそうなのですが、個人情報を出せないという意味で難しいところはありませんが、税務部のほうでも差し押さえになるいろいろな物件の中にもそういう歴史的な資産がかなり含まれています。行政が心配する前に地元の業者さんが心配して、いろいろと手を差し伸べているところもございます。そういったことも一緒に考えていただきたいのですが、新町の中にはおかみさんの会でふたば会というのがございまして、市長はもうよくご存じだと思いますが、おかみさん方の元気というものをぜひまちづくりに生かしていただきたいと考えておりますので、これは要望しておきます。

新町、裏新町は、歴史的な環境の商業地であり、観光、産業拠点でもあります。しかしながら、地域住民の自助努力には限界があります。のれんを守っていく大変さを行政としてバックアップをし、地域住民の声を大事にしながら、佐倉市としてしっかりとしたビジョンの策定の提示を期待して、次の質問に移ります。

次に、航空機騒音の問題についてお伺いいたします。一昨年11月議会においてさくら会提出の意見書が全会一致で決議され、また同僚議員からもたびたび質問が出されているところがございます。市においても昨年10月15日に蕨市長みずから国土交通大臣及び国土交通大臣政務官並びに与党筆頭副幹事長に実効性のある騒音の軽減策を要望していただきました。このような活動が実を結び、騒音対策が進捗するよう大いに期待するところでもあります。市では蕨市長による国土交通大臣に対する要望のほか、どのような取り組みをされてきたのか、またどのような成果が得られたのか伺います。

常設の騒音測定基地局については、佐倉市議会宛てに国から設置の内示を受けたとの報告がありましたが、その詳細についてもお伺いいたします。

○議長（山口文明） 市長。

◎市長（蕨和雄） お答えいたします。

平成22年10月21日に羽田空港の新滑走路が供用されて以降、航路の下に位置する志津地区におきましては、夏に多い南風の天気の良いときに特に飛行高度が低くなることから、羽田空港への着陸機の騒音に悩まされる市民の声が多く寄せられました。その対策として、これまで羽田再拡張事業に関する県・市町村連絡協議会を通じまして国への要望活動を続けてまいったところがございますが、市議会でのご意見や志津北部地区代表者協議会から

の要望を踏まえまして、昨年 10 月 15 日に浦田副市長とともに当時の国土交通大臣及び国土交通大臣政務官並びに与党筆頭副幹事長を訪問いたしまして、早急な騒音対策の実施と本市並びに四街道市への騒音測定局の設置を要望してまいったところでございます。この成果といたしまして、先日、2月8日になりますが、国土交通省より国の平成 25 年度予算が成立した際には、佐倉市及び四街道市に 1 基ずつ常設の騒音測定局を設置するとの内示を受けたところでございます。実態の把握は、騒音対策を進める上で重要であると認識しておりまして、その点では一步前進したと考えております。引き続き効果的な騒音軽減策の実施に向けまして要望を行ってまいります。

県・市町村連絡協議会を通じての要望の成果等については、担当部長よりお答えいたします。

○議長（山口文明） 企画政策部長。

◎企画政策部長（鶴澤初範） 市長答弁の補足をさせていただきます。

本市といたしましては、羽田再拡張事業に関する県・市町村連絡協議会の中で積極的に航空機騒音の低減に向けた要望を行ってまいりました。連絡協議会では、たびたび国に対して申し入れ等を行っており、昨年 11 月 14 日にも国土交通省航空局長宛てに南風好天時の飛行ルート的高度引き上げ、低騒音機材の就航、苦情対応の充実、騒音測定体制の充実などについて申し入れを行ったところでございます。それに対する回答といたしまして、12 月 21 日の協議会におきまして南風好天時の県南側方面から千葉市上空を飛行する経路の高度引き上げの検証報告及び再試行の実施、騒音苦情の多いボーイング 747 の退役時期の前倒しについて国から航空会社へ要請をする、東京空港事務所の体制強化などの報告を受けております。

以上でございます。

○議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆ 6 番（橋岡協美） 常設の騒音測定局について国から設置の内示を受けたということに関しては、一步前進ということで市長の取り組みを大いに評価いたしますが、騒音測定局の設置時期や設置場所の選定についてはどのような見込みとなっているかをお伺いいたします。

○議長（山口文明） 環境部長。

◎環境部長（渡辺尚明） お答えいたします。

まず、騒音測定局の設置時期につきましては、国土交通省の説明によりますと平成 25 年度予算が成立し、年度当初の早い時期に予算が配分されますと最短で平成 25 年 12 月ごろに設置できる見込みと伺っております。

次に、設置場所につきましては、国土交通省において平成 24 年 6 月に実施した夏の臨時航空機騒音測定にあわせて測定局設置に向けた適地選定の調査を行っており、その結果を踏まえ、最適な設置場所について年度内をめどに現在国土交通省と協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆ 6 番（橋岡協美） 騒音測定局においては、国において設置されるものですが、測定の結果、データについてはどのような形で市民に提供されるかをお伺いいたします。

○議長（山口文明） 環境部長。

◎環境部長（渡辺尚明） お答えいたします。

今回設置される航空機騒音測定局の測定結果でございますが、国土交通省が既に設置している他の測定局と同様にホームページで結果を公表すると伺っております。なお、佐倉市では国土交通省から情報提供がございましたら、「こうほう佐倉」及び市のホームページ並びに佐倉市環境白書での公表を予定しております。

以上でございます。

○議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 市は、航空機騒音のない平穏な生活を取り戻してほしいという切なる市民の願いを協議会などで国にどう代弁しているかお伺いたします。また、航空機騒音問題に関する近隣市との連携の推進についてもあわせてお伺いたします。

○議長（山口文明） 企画政策部長。

◎企画政策部長（鵜澤初範） お答えいたします。

昨年11月に開催されました連絡協議会におきまして、佐倉市といたしましては当市で問題となっている南風好天時の県北側方面から千葉市上空を飛行する北側ルート的高度引き上げについて何ら対策がとられていないことから、このまま増便ということは到底容認できないこと、航空機騒音臨時測定の結果については、いわゆるうるささ指数と言われるW値のみでなく、算出根拠となる詳細データを提供願いたいこと、航空機騒音問題に関する苦情や情報提供に関しては国も真摯に対応してもらいたいことなどを要望いたしております。

近隣市との連携につきましては、連絡協議会の場を中心に千葉県及び24の関係市町と協調して国に要望を行っていく必要があるものと考えております。また、佐倉市における最大の問題でございます南風好天時北側ルートの下に位置する四街道市とは情報交換等に努めているところでございますが、今後は千葉市も含めた3市の連携等について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） ぜひ3市で連携していただきたいのです。向こうの南から来る飛行機と北側から来る南下していく飛行機、その航路によって自分たちの利を主張し出しますと、千葉市と四街道市、佐倉市の連携がまず不可欠であります。自分の市のところだけよくなればよいというものでもありませんので、連携しながらしっかりと主張していただきたいと思っております。

今後とも市は航空機騒音問題について国への働きかけ等積極的な取り組みが求められますが、今後どのような方針で取り組んでいくのかお伺いたします。千葉市のような申し入れは今後する予定はありますでしょうか。

○議長（山口文明） 企画政策部長。

◎企画政策部長（鶴澤初範） お答えをいたします。

羽田空港の発着ルートは、風向きや天候、時間帯、離着陸の別により多数ございまして、航空機騒音問題の解決には広範な地域における対策を総合的に推進していく必要があることから、引き続き連絡協議会の間を中心に要望活動を進めてまいります。特に昨年8月23日から11月14日までの間に実施され、今月7日から再度試験実施される予定となっております南風好天時において県南側から千葉市上空を通過する南側ルートの高度引き上げの方法を佐倉市が影響を受ける北側ルートにおいても実施できないか検討し、実施するよう連絡協議会を通じて要望してまいります。

以上でございます。

○議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 南側からのルートの航空機の高度が上がれば、北側からの航空機の高度も上げることができることにつながるとお思いますので、協議会を通じてぜひお願いしたいとお思います。一番協議会としてしっかりと主張していただきたいのは、前回は申し上げましたが、羽田空港の離発着便の増便を支えているのは千葉県民で、痛みを分けて支えているのだというところをわかっていただくことが大事だと思っておりますので、よろしくお願ひします。

昨年の8月議会において航空機騒音問題についての情報提供の拡充を求めたところですが、先ほど環境部長のほうからホームページ及び広報で載せるというお話がありましたが、この問題については市民との情報共有が不可欠であり、航空機問題に関する情報提供の拡充がより一層求められると考えております。情報提供の拡充については、どのような取り組みがされているかお伺いいたします。

○議長（山口文明） 企画政策部長。

◎企画政策部長（鶴澤初範） お答えをいたします。

羽田再拡張事業と佐倉市の取り組みに関する市民への情報提供につきましては、昨年の

11月1日号の「こうほう佐倉」のほか報道関係への情報提供を行ってまいりました。また、本年ホームページの航空機騒音問題のページをリニューアルいたしまして、連絡協議会における国の説明やその際の佐倉市の発言内容のほか、航空機騒音の状況につきましても充実を図るなど積極的な情報発信に努めているところでございます。航空機騒音問題に係る情報につきましては、専門的、技術的なものが多いことから、国や県の協力もいただきまして、市民の皆様にはわかりやすい内容となるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 企画政策、環境部門、それぞれホームページの充実が図られましたので、答弁にありましたように「こうほう佐倉」でもこの航空機騒音問題について記事として掲載して、広く市民に広報していただきたいと要望しまして、次の質問に移ります。

次に、選ばれるまちづくりについてです。これについては、所信表明で市長より述べられましたが、第4次総合計画の中で選ばれるまちづくりについて、歴史に裏づけられた文化、伝統を大事にしているまちであると同時に、都市化が進むまちであり、この多様なまちの顔と同様に市民の価値観が多様化する中、個人が希望する仕事や生活をバランスよく展開することが必要です。人口減少、少子高齢化がもたらす都市の活力低下については、大学誘致に関する意見書がさきの議会で議決されたことに対して、市長みずから動いてくださることを期待しておりますが、空き家の増加や市内の空洞化への対応を考える必要があります。この観点から、市長の考える選ばれるまちづくりについてお伺いいたします。

○議長（山口文明） 市長。

◎市長（藤和雄） お答えいたします。

現在多くの地方自治体は、人口減少、少子高齢化がもたらす活力の低下、市内の空洞化などの大きな課題に直面しておりますが、このことは佐倉市においても例外ではございません。この先十数年後には、団塊の世代の方々が75歳以上の後期高齢者となってまいりますので、介護保険や医療費等の面におきまして公的扶助の必要性がますます高まることが予想されます。地域の活力を保持し、行財政の持続性を確保するためには、30代から40代の働き盛りの世代の人口をふやすことが重要な方策であると認識しております。そのためこれまでも進めてまいりました保育園の定員拡大、学童保育の充実、病児・病後児保育

の充実、子ども医療費助成など子育て支援策をさらに推進するとともに、企業誘致や農業の6次産業化、商業、観光の振興などによりまして地域経済の活性化と雇用機会の拡大を図ってまいりたいと考えております。また、JR東日本、京成電鉄に対しまして通勤、通学等の面で市民生活の利便性が高まるように鉄道ダイヤの改正等を含めた要請を行うなど、利便性の向上に向けた協議を引き続き行ってまいります。さらには、住生活の調査、分析に基づきまして空き家の活用を図るなど、多面的な手法により若い世代の方々に選ばれるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 2030年には、空き家が現在の2倍になるという試算もあります。空き家の問題の一つに飼い主のいない猫が居ついて、子猫をたくさん産んで困っている事例を佐倉市内でも聞くようになりました。猫による苦情には、ふんや尿をされて臭い、鳴き声がうるさい、生ごみが荒らされる、車に傷をつけられる、アレルギーを持っている、野良猫に餌を上げたら近所から苦情が来た、餌を上げるのをやめさせたい。住民同士の対立に発展するケースもあり、佐倉市としてはどのような対処をしているかお伺いいたします。また、公園や市保有施設における対策はありますか。

○議長（山口文明） 環境部長。

◎環境部長（渡辺尚明） お答えいたします。

猫による苦情に関しましては、状況に応じて保健所等の関係機関と連携しながら対応しております。具体的には、餌やりを行っている方に対して自分の敷地内で餌を与え、周辺にされたふん尿の掃除を行うことや猫に不妊去勢手術を受けさせるなど、周辺住民に迷惑をかけず、自分の飼い猫と同様に責任を持つよう指導しております。なお、公園におきましては、幾つかのグループが猫に餌を与えていることを確認しております。餌の腐敗による悪臭や不衛生な状態となることから、行為者へは餌の放置は公園利用者の迷惑になりますので、やめてくださいという内容の看板を立てるとともに、これらのグループにも指導してまいります。その他の市の施設につきましては、現在のところ餌やりの問題が起きているという報告は受けてございません。

以上でございます。

○議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 平成22年度に殺処分された犬、猫の合計数は、全国で犬5万3,473頭、猫16万134頭、合計で21万3,607頭、そのうち飼い主からの引き取り数、すなわち飼い主による飼育放棄は30%に上っています。すなわち、犬、猫ともに3割近くが飼い主の無責任さの代償として殺処分されているというのが現状なのです。動物愛護精神の育成のため、佐世保市の小学校では猫と人の共生をテーマにしたスライドを上映し、命の大切さや動物愛護の精神を広めているところもあります。市内の小中学校で飼育している小動物や地域の小動物を通じて、命の大切さを学ぶ状況についてお伺いいたします。

○議長（山口文明） 教育長。

◎教育長（葛西広子） お答えいたします。

市内小学校、幼稚園、全ての園と学校で小動物を飼育しております。内訳は、ウサギなどの哺乳類が17校、鶏などの鳥類が8校、亀などの爬虫類が9校、メダカなどの魚類が14校となっております。中学校でも7校で亀や魚類等の小動物を飼育しております。具体的に学ぶ場面では、小学校の生活科でウサギやバッタなどの身近な生き物の世話を通して生き物は生命を持っていることや成長していることを学びます。授業の中で子供たちは、ウサギを実際に抱きかかえることにより体温の温かさを実感し、驚きの声を上げます。また、小学校の理科ではモンシロチョウやカブトムシ、メダカ等の動物を継続観察し、動物の生命の誕生や成長について学習する中で、生命のとうとさを知り、生命あるものを大切にする心が育まれてきます。加えて小学校においては、北総地区獣医師会との連携による特別授業を実施し、飼育環境の整備や飼育方法、動物がかかりやすい病気等についての専門的な指導を受けている学校もあり、命の大切さを学ぶよい機会となっております。そのほか小中学校の道徳では、生命に対する畏敬の念を養うことを狙いとした授業を行っており、学校で飼育している小動物や地域の小動物を取り上げることもあります。このように多くの学校で小動物を飼育しており、係や委員会活動はもちろん学校教育活動のさまざまな場面で動物愛護の精神や命の大切さについて学ぶ機会がございます。

以上でございます。

○議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） さまざまな形で行っていると思うのですが、船橋市のホームページには船橋市こどもホームページが独立してあり、犬、猫を飼うときに守ってほしいことというのが掲載されています。子供たちが命の大切さを学ぶ方法はさまざまあると思いますが、現在行われている道徳や生活科で学習している命の大切さを学ぶ学習の中にペットは最後まで責任を持って飼うことや飼い主のいない猫にむやみに餌を上げることが野良猫をふやし、結果、その命を無駄にしてしまうことを盛り込めるように検討してほしいと思います。この問題の根源は、犬や猫を捨てた人がいることです。捨てる人がいる限り飼い主のいない猫は減りません。動物の愛護及び管理に関する法律、動物愛護管理法の第44条に「愛護動物を遺棄した者は、五十万円以下の罰金に処する」とあります。つまり捨て猫は犯罪なのです。不妊手術を施さないまま、放し飼いにされている飼い猫もいます。その一方で、動物を所管する県の機関である千葉県動物愛護センターや保健所でも猫の捕獲を行うことができません。飼い主への室内飼育や不妊手術の普及啓発も同時に行っていただきたいと思いますが、不妊手術に対する助成等についての取り組みについて伺いたします。

○議長（山口文明） 環境部長。

◎環境部長（渡辺尚明） お答えいたします。

当市では、不妊去勢手術の助成制度はございませんが、千葉県獣医師会及び千葉県動物保護管理協会が不妊去勢手術費用の一部を助成しております。この助成につきましては、毎年9月の動物愛護週間にあわせて行っている事業であり、市といたしましてこの時期に合わせて「こうほう佐倉」や市のホームページにより市民にご案内をいたしております。

以上でございます。

○議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） いろんなことにおいて広報していくというのが全て「こうほう佐倉」、ホームページでということなのですが、ぜひ職員の皆様も事に触れてご自分の口で説明してあげる機会を捉えていただきたいと思います。

地域で野良猫対策に取り組んだ、上座のある地域なのですけれども、地域の有志 48 軒から集めた寄附金 5 万 9,000 円と先ほど説明がありました千葉県獣医師協会助成金で 6 匹の猫と母猫の不妊去勢手術をし、不足分は有志で出し合った事例がありました。残りの 4 匹は里親を見つけたそうですが、この手術の費用のほかにワクチン接種代金や捕獲時の餌等も含まれています。捕まえるためには、餌を一旦上げながら、なれさせて捕まえなければいけないという作業があるのです。先ほど公園で餌を上げているグループがいるということでしたが、餌やりには 2 種類ある。むやみやたらと餌を上げている、猫かわいがりの場合と、不妊去勢手術をするためにいつか餌を上げて捕獲するという、2 種類あるということなのですけれども、篤志家たちの温情だけに頼っては飼い主のいない猫の数は減りませんので、佐倉市としての対応を打ち出してほしいと思います。猫は多くていつか 6 匹ぐらい子猫を産みます。年に 2 回産みますと、単純計算すると 1 年で 72 匹になってしまいます。野放しにすることがどれだけ野良猫をふやすことになるかということを考えていただきたいと思います。

地域住民と飼い主のいない猫との共生を目指し、将来的には飼い主のいない猫を減らす地域猫と呼ばれる活動がありますが、行政としてどのようにお考えでしょうか。地域猫活動は、トラップ、捕獲する、ニューター、不妊去勢手術を施して、リターン、もとの場所に返す、TNR の活動をしています。野良猫を駆除しても数を減らすことはできません。かつてアメリカで野良猫がふえて困ると片っ端から捕まえて処分をしてしまいました。しかしながら、処分をしても猫が減るのはほんの少しの間で、隣接地から吸い込まれるように猫が移動してくる。バキューム効果であつという間にふえ、数の抑制には全く効果がなかったそうです。去勢しても縄張り意識は残るので、外部から新しい猫は入ってきません。不妊去勢手術を施すことでふえることもなく、けんかによる鳴き声のうるささもなくなり、穏やかに共存し、いずれ天寿を全うしていなくなるのです。餌をやる場所と時間を決め、食べ終わったらすぐ片づけ、猫用のトイレを設置してきれいに保ち、手懐けてやっとならば捕獲して動物病院に連れていきますが、中には手懐けるのに 4 年もかかった猫もいたそうです。また、この去勢、避妊の手術に獣医師さんはこういった地域の活動で手術する場合は割引いてくださるというか、そういった協力して下さっている病院もあります。既に市内でもこのような地域猫活動を自前でやっている方も多くいます。中には、物心ともに本当にウン百万使っている方もいらっしゃいます。行政としてどのような連携をとっていますでしょうか。

○議長（山口文明） 環境部長。

◎環境部長（渡辺尚明） お答えいたします。

飼い主のいない猫に関する問題は、全国的なものとなっております。当市でも飼い主のいない猫が自宅の庭にふん尿をしていった、物置の中で子猫を産んでしまったなどの相談が寄せられているところです。このような問題に対する解決策の一つとして、飼い主のいない猫を適正管理する地域猫活動がございます。地域猫活動を行い、飼い主のいない猫を減らすには、長い時間がかかります。その地域の住民の理解と協力、何よりも活動の継続により効果が出るものと理解いたしております。市民の方から地域猫活動を行いたいとのご相談を受けた場合は、保健所等と連携しながら、市民に対して助言をしてみたいと存じます。

以上でございます。

○議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 飼い犬のふんをそのまま片づけないでいるということもよく聞きますけれども、井野地区のある自治会では防犯カメラを設置し、これは犯罪に対する防犯カメラではなく、そういったペットのふんに対する防犯カメラを設置して、そういった始末の悪い飼い主さんに対して注意喚起をしたというところもありますので、住民としても努力をしていますので、行政としてもどういった仕組みをしていけばよろしいのかということをちょっと考えていただきたいと思います。

佐倉市のホームページには、ペットのふん尿の後始末について、狂犬病の予防注射について、愛犬、愛猫のマイクロチップ、ペットのための防災用品についてほかが掲載されていますが、飼い主のいない猫については特に記載されていません。また、「こうほう佐倉」でもペット飼うマナーについて述べるにとどまり、飼い主のいない猫については特に記載されていません。近隣では、市川市のホームページでは飼い主のいない猫という項目があり、餌やりについてや猫の繁殖力の強さ、猫の捕獲や処分ができないこと、不妊去勢手術について掲載されています。飼い主のいない猫、いわゆる野良猫にむやみに餌や水を与えたまま片づけないことは、周囲の環境に悪影響を与えることになり、ご近所トラブルの原因となりがちであること、餌を与えてかわいがるなら、ふえないように動物病院で不妊去勢手術を受けさせることが重要であることが記載されています。佐倉市でもホームページや「こうほう佐倉」を通じてペットを飼うマナーの向上や飼い主のいない猫を減らすための注意事項を記載すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山口文明） 環境部長。

◎環境部長（渡辺尚明） お答えいたします。

市といたしましては、これまでも自治会回覧や「こうほう佐倉」、ホームページ及びケーブルテレビを活用し、ペットの飼い方やマナー向上についての啓発を行ってまいりました。今後は、より充実した内容で記事を作成し、ペットや飼い主のいない猫等に対する市民意識の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） この項目のところのホームページをぜひ一度見てほしいのですけれども、全部項目が出て、PDFというか、要するに飛んでいって、その先にチラシが1枚ぺろっと出ていくような状況ですので、ぜひともわかりやすいホームページにしていきたいと思います。

次に、平成23年度の交通事故による動物死体の市の回収状況は全体で440件、その内訳は平日で351件、犬が25件で猫が326件、休日は89件と伺いました。事故に遭う確率は圧倒的に猫が多いことがわかりますし、事故に遭った猫を道路沿線の方がお墓をつくって吊ってくださった件数を除いても件数がこんなにあるということです。飼い主のいない猫を減らすことでこの動物死体回収業務が減り、また衛生環境を守ることができるのではありませんでしょうか。この引き取り時の警察、その他との連携はどのようになっていますか。昨年雷の音に驚いて飼い犬が自宅から逃げ、残念なことに車にひかれてしまった犬をその事故を知らずに3カ月間捜し回っていた飼い主さんがいらっしゃいましたが、事故で鑑札がとれてしまうこともありますので、市と警察、動物愛護組合、保健所との連携について伺いいたします。

○議長（山口文明） 環境部長。

◎環境部長（渡辺尚明） お答えいたします。

佐倉市内での動物死体の回収は、市が回収するほかに警察官による回収も行っております。交番等に届けられたものや警察官により回収されたものは市が引き取り、鑑札や首輪から連絡先が判明した場合は市から飼い主に連絡をしております。しかし、鑑札や首輪がなく、連絡先がわからない死体につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2

条第1項において廃棄物として扱うことになり、市職員により佐倉市、酒々井町清掃組合に搬入しております。なお、飼い主不明の犬が保護された場合には、千葉県動物愛護センター、保健所と情報を共有するように努めております。

以上でございます。

○議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 今議会初日にありました市長の所信表明の選ばれるまちの基礎的な条件として、快適に、安全に、安心して暮らせるという点が挙げられていました。独居高齢者のみの世帯がふえる中、犬や猫を家族の一員としての思いを強くしている方がふえている反面、動物が苦手な方もいる現状を踏まえ、ペットによって困る人もいなく、ペットも安心して暮らすことができるペットと地域住民の共生を目指すための佐倉市の取り組みを示していただけるよう要望いたします。

選ばれるまちづくりということで、私はユーカリが丘に住んでおりますので、土曜、日曜になりますと佐倉市、ユーカリが丘に住んでみたいという方がよくお見えになっています。その方々にお話を伺いますと、事前に佐倉市のホームページをよくよくごらんになっています。その上で物件を見る以上に、やはりまちです。まちに例えば犬のふんとか猫のふんがあったら、やはりちょっとぞっとすると思います。都内のある区では、下を向いて歩かないと危ない。要するに踏んでしまうということです。そういった市、そういったところもある。普通の子育てをしていく、子供たち、家族をふやすと先ほども市長がおっしゃっていましたが、そういった家族が安心して遊んで暮らしていきたいと思うときに、ふんやごみが落ちているまちを選ばないと思います。今回犬や猫のを中心に申し上げましたが、行政ができることには限界があるのは十分わかっています。17万いる市民の全体のマナーを向上することを仕組みづくりとしてやっていただきたいという思いで質問をいたしましたので、ぜひよろしく願いいたします。ありがとうございました。